日本精神科看護協会 「実践報告」倫理チェックリスト

実践報告全般に渡っての倫理的配慮	
□	対象者の人権に配慮がなされ、個人の尊厳を尊重している
□	対象者の自由意思を最大限に尊重し、強制していない
□	個人のプライバシーが守られるよう配慮している ・対象者を特定できるような氏名やイニシャルなどを使用していない ・対象者の住所や生活に関連する固有名詞や、経歴にかかわる情報は吟味の上必要最小限とし、施設名や地域名などはアルファベットで表現している ・実践期間については、個人が特定できない範囲で可能な限り具体的に（例えば、201X 年 8 月～201X+1 年 5 月のように）記載している
□	個人情報保護法の保護に最善の注意を払い、発表に不可欠な事項のみの情報を使用している
□	個人データの管理を適切に行い、漏洩、紛失防止に努めている
□	報告するにあたり、以下のような説明と同意がなされている ・原則として実践前に、これから行う実践の内容（計画）を説明し、対象者に合意を得ていることが望ましい ・事前に説明と同意が得られていない場合には、事後であっても報告にあたり、説明と同意を得ている ・対象者へ実践報告の目的や内容、結果の公表方法などについて適切に説明している ・結果の公表を拒否しても不利益を受けないこと、また、同意後でも、いつでも同意を撤回できることを説明している ・上記、説明の上での同意（インフォームドコンセント）が得られている ・必要に応じて代諾者の同意を得ている、あるいはオプトアウトが実施（理由、方法、内容）されている
□	対象者への安全に対する配慮がされ、リスクを最小限にしている
□	実践にかかわる文献を活用し、実践の目的や意義を吟味している
利益相反	
□	実践報告に関係のある企業などがある場合、その関係を開示し、ない場合その旨を記載している
□	実践報告に関係のある企業などがある場合、バイアスがかかりにくい状況にしている
実践の公表	
□	実践報告では、倫理審査委員会などの承認は必ずしも求めないが、対象者のリスクを最小化させることを念頭に置き、倫理的配慮として、対象者への説明（実践報告の目的と公表について）を口頭および文書で行い、同意をとる。その際、対象者の判断能力が低下している場合であっても適切な方法を選択すること、情報の匿名化や管理の徹底、記載する。また、研究者（代表もしくは共同）が所属する施設の長に発表する旨の承認を得たことなどを記載する。
□	個人や対象集団の特定につながる情報は記載していない
□	文献や、使用した理論や測定器具、その他のモデルがある場合、引用元を明記している